

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「及び証紙徴収に係るもの」を「、自動車取得税に係るもの、証紙徴収に係るもの及び条例第七十八条の二の規定により徴収するもの」に改める。

第六十八条第一項中「控除対象配偶者、同項第八号」を「同一生計配偶者、同項第九号」に改め、同項第一号中「補てん」を「補填」に改め、「以下」を削る。

附則

この規則中第十二条第一項の改正規定は公布の日から、第六十八条第一項の改正規定は平成三十一年一月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年十月二日

平成二十九年十月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社